

農地法第 43 条第 1 項の規定による届出書

年 月 日

大空町農業委員会会長 様

住所

氏名

印

〔 法人の場合は、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者氏名 〕

次のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいので、
農地法第 43 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所										
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積	土地所有者		耕 作 者			
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所	
					m ²					
					m ²					
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)								
3 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積		m ²						
		施設の棟高		m ²						
		施設の軒高		m ²						
	周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離							m	
		西側の農地からの距離							m	
		北側の農地からの距離							m	
		南側の農地からの距離							m	
	施設の被覆材	素材の名称								
		光を透過する素材か		透過する・透過しない						
	施設の設置に係る工事の時期等	施設の構造		(階数:)						
工事着工時期							年 月			
工事完了時期							年 月			
栽培開始時期							年 月			

4 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要				
5 施設の設定に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称			
	許認可等の申請の有無			
	許認可等の時期			
	許認可等の担当部局			
6 届出に当たり同意する事項	<input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。			
7 法人の場合業務の内容				
8 備考				

(記載要領)

- 1 氏名（法人にあってはその代表者の氏名）を自署する場合には、押印を省略することができます。
- 2 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 3 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって 30 cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。
また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 4 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 5 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 6 「6 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合には□をチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、

ア 農作物の栽培が行われていない場合

イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合のいずれかに該当する場合はいいます。

これらに該当した場合には、法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第4条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

7 届出に当たっては、次の書類を添付してください。

- (1) 申請者が法人である場合には、法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為の写し
- (2) 土地の登記事項証明書
- (3) 施設の位置、施設の配置状況及び施設を示す標識の位置を示す図面
- (4) 施設の屋根又は壁面を透過性のないもので覆う場合には、農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（農林水産省告示第2551号）に適合するものであることを明らかにする図面
- (5) 農作物の栽培時期、生産量、主たる販売先及び資金計画その他事業の概要を記載した営農計画書（別記第76号の2様式）
- (6) 施設からの排水を河川又は用排水路に放流する場合には、当該河川又は用排水路の管理者の同意書
- (7) 施設の用に供される土地が所有権以外の権原に基づいている場合には、当該土地の所有権を有する者の同意書（別記第76号の3様式）
- (8) 周辺農地の営農条件に著しい支障が生じる可能性がある場合には、その支障が生じないことを証明する書類